

し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる（法第10条）。

- (3) 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に理由を付し通知しなければならない（法第25条第2項）。
- (4) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法第26条）。
- (5) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、日本年金機構若しくは国民年金法第3条第2項に規定する共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行等に、報告を求めることができる（法第29条第1項）。
- (6) 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない（法第61条）。
- (7) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法第84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）が定められている。
- (8) 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世

帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすることとされている（次官通知第1）。

- (9) 現に生活保護を受給している者の要否判定については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額との対比によって判定するものである（課長通知第10の6答）。
- (10) 保護を停止する場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときが挙げられている（課長通知第10の12答1（2））。

3 前提事実

- (1) 処分庁は、平成14年9月2日、審査請求人に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成25年10月28日、世帯増員のため、長女に対する法に基づく生活保護を開始した。
- (3) 処分庁は、平成27年1月1日、審査請求人と長女の関係悪化により、世帯分離を行った。
- (4) 処分庁は、令和2年5月1日、審査請求人と長女が同居していることが判明したことから、再度同世帯として生活保護を開始した。
- (5) 処分庁は、平成28年から令和2年までの間に障害年金申請等を理由として検診書を5回発行した。
- (6) 処分庁は、長女に障害年金等の受給を確認するも受給を否認しており、日本年金機構による回答の書類が提出されていないことから、長女の障害年金受給に疑義が生じたため、日本年金機構及び金融機関に対し、法

- (1) 本件処分は、手持金等（保有金）があるということを理由にしているが、まったく心当たりがない。長女は障害年金を受給しておらず、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に預金口座を開設していない。
- (2) 令和4年3月14日に甲府市福祉事務所の〇〇氏及び〇〇氏と面談したが納得いく説明はなかった。
- (3) 同日に処分庁の求めに応じ、審査請求人と長女の資産申告書を提出したが、「調べる」と言ったきりのままである。
- (4) 保護停止により収入がない中、生活に困窮しており、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 長女の障害年金等の受給を確認するも、受給を否認しており、日本年金機構による回答の書類が提出されていないことから、長女の障害年金受給の疑義が生じたため、日本年金機構及び金融機関に対し、法第29条に基づく調査を行ったところ、長女の障害年金の受給の事実及び審査請求人世帯の手持金等（保有金）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円の存在が判明した。
- (2) この事実を受け、審査請求人世帯における生活保護の要否判定を行った結果、保護を廃止すべき場合である「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき」（課長通知第10の12答2（2））に該当するものであるが、法第29条調査により判明した手持金等（保有金）を現に審査請求人世帯が保有しているか否かを確認するなどの聞き取りにより、保護再開となることを考慮し、保護を停止すべき場合である「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき」（課長通知第10の12答1（2））に基づき、令和4年2月21日付けで行った本件処分について違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見の要旨

1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとされ（法第10条）、同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定することとされており（次官通知第1）、令和2年5月1日、処分庁は審査請求人と長女が同居していることを確認し同世帯と認定したものである。
- (2) 本件では、同居の長女が審査請求人の世帯に含まれることから、長女の年金収入が世帯収入（手持金等）となり、保護を停止すべき場合の基準である課長通知第10の12答1の要件を満たしていることから、本件は保護を停止すべき場合の基準に該当する。
- (3) また、本件保護停止決定通知書には、本件処分の根拠となる事実として、手持ち金等で生活可能であることが記載され、不服申立てについて教示されており、本件処分手続に瑕疵は認められない。

第5 審査庁の判断

審理員意見と同旨。

第6 調査審議の経過

令和5年 7月13日 審査庁から諮問書の提出

同年 8月25日 第1回審議

同年11月 6日 第2回審議

第7 審査会の判断

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

請求人の主張を採用することはできない。

(3) 保護の停止処分（本件処分）について

ア 保護の実施機関である処分庁は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならず（法第26条）、保護を停止するに当たっては、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお确实性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるときに行うべきとされている（課長通知第10の12答1（2））。

イ 本件では、処分庁による本件処分の検討過程について、行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条の規定に基づき、当審査会から令和5年8月16日付けで審査庁に対して確認したところ、同月22日付けで提出された令和4年2月21日付けの「ケース記録表」において、審査請求人世帯の保有金状況により、24.28月保護なしに生活を行うことが可能であり、保護を廃止すべき場合である課長通知第10の12答2（2）に該当するものであるが、法第29条調査により判明した手持金等（保有金）が、現に審査請求人世帯が保有しているか否かを確認するなどの聞き取り結果によっては、保護再開となることを考慮し、課長通知第10の12答1（2）に基づき本件処分が行われていることが明らかとなった。したがって、本件処分について違法又は不当な点はない。

ウ また、審査請求人は、令和4年3月14日に甲府市福祉事務所の職員と面談した際に納得のいく説明がなかったこと及び審査請求人と長女の資産申告書について調べるといったままである旨主張する。

しかし、処分庁は令和4年3月14日の面談の際に処分庁の調査との乖離について再調査を行い、説明の機会を設けることとし、同年4月に法第29条による再調査を行ったこと及び同年4月7日以降に審査請求人や同年3月14日に同行した弁護士に対して調査結果を説明する機会を設けたことが、処分庁提出の資料から確認できることから、これに反する審査請求人の主張を採用することはできない。

3 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も

認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 關本 喜文

委員 網倉 義久

委員 吉澤 宏治